(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市河内町字本村二一一六の二、二一三三の三から二一三三の六まで、字谷口二一六〇の一から二一六〇の三まで、二一六三の一、字三子谷一七一五の四、一七一五の五、一七一五の九、一七一五の一一から一七一五の一三まで、一七一五の三八、一七一五の四九、一七一五の五六から一七一五の五九まで、一七一五の六八、一七二二の一、一七二五の一、村田町字朝日一〇七九の二、一〇七九の四、牛原町字若林一四七七の一、柚比町字大平一五二四、一五三〇の一、一五三一の一、一五三五の一、一五三六、一五三八の一、一五三八の三、一五四〇、一五四二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字朝日一〇七九の二、一〇七九の四、字若林一四七七の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市肥前町寺浦字嶽ヶ崎四五四の一、四五四の三、納所字菖蒲窪己一三六七から己一三七〇まで、字フケ田己一四〇四の一、己一四〇四の二、己一四〇四の四、己一四一一の一、己一四一一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　所　佐賀県唐津市相知町平山上字南川原甲三九六の二二、甲三九六の二五から甲三九六の三一まで、甲三九六の三三から甲三九六の三五まで、甲三九六の三七から甲三九六の四四まで、甲三九六の五〇、甲三九六の六三、甲三九六の六四、甲三九六の一三九、甲三九六の一五七、甲三九六の一六一、甲三九六の一八〇、甲三九六の一八二から甲三九六の一八四まで、甲三九六の二二七、甲三九六の二三二、甲三九六の二三六、甲三九六の二四〇、甲三九六の二四二、甲三九八、甲三九九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町横枕字六反田九一三の一、九一三の五、九一四、相知町平山上字上小城川内乙六九〇の三一、乙六九〇の三二、乙六九〇の四四、乙六九〇の九八、乙六九一の一、乙六九一の二、字西谷乙一〇九〇の七から乙一〇九〇の九まで、乙一〇九〇の二〇、乙一〇九四から乙一〇九六まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県本巣市法林寺字東目苅四五八の一〇、四五八の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町西山字幾利一〇六五の三、一〇六五の八、一〇六五の一〇、一〇六五の一二、一〇六五の三一、一〇六五の三八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正